

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 子ども未来部
令和元年度4月～11月分 必要に応じて平成30年度分
- 3 監査の着眼点 令和元年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和元年8月13日～令和元年8月23日及び
令和2年1月6日～令和2年2月21日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

保育所運営費負担金及び公立教育・保育施設使用料の収入未済額は、平成30年度末で28,996,730円であった。令和元年11月末現在では、過年度未収金が25,072,080円である。

また、令和元年11月末現在の過年度未収金として、児童扶養手当返還金は15,510,950円、児童手当（子ども手当）返還金は965,500円、高等技能訓練促進費返還金は167,000円、子育て世帯臨時特例給付金返還金は10,000円であった。

今後とも、過年度未収金の早期回収に努めることはもとより、現年度分についても滞納繰越が生じないように努力されたい。

(2) 適正な財産管理について

子ども未来部が所管する普通財産である土地において支線1条、行政財産である土地において電話柱1本及び支線1条が設置されていたが、子ども未来部は、この土地の一部を使用許可申請がないまま電話通信会社に使用させていた。また、申請者が申し出るまで事実を把握していなかった。

今後は、所管する土地の状況を把握し、適正な財産管理に努められたい。